

岩手県告示第706号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成30年9月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
氷室内科医院	一関市青葉二丁目8番18号	平成30年7月15日
マタニティクリニック小見産婦人科	奥州市水沢大手町四丁目8番地	平成30年7月1日
瀬川歯科医院	奥州市水沢中町23番地50	平成30年7月31日
訪問看護ステーションりはびり学校いわて	滝沢市牧野林1048番地7	平成30年6月30日